

平成26年 No.28

○国立大学法人東京学芸大学顧問規程

制定理由

本学に顧問を置くことに伴い、必要な事項を定めるものである。

承認経過

平成26年 5 月21日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学顧問規程を次のように制定する。

平成26年 5 月22日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成26年規程第23号

国立大学法人東京学芸大学顧問規程

国立大学法人東京学芸大学顧問規程を，別紙のとおり制定する。

国立大学法人東京学芸大学顧問規程

平成26年 5 月 22 日
規 程 第 2 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学顧問（以下「顧問」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 国立大学法人東京学芸大学（以下「本法人」という。）に、本法人の運営に資するため、顧問を若干人置くことができる。

(顧問の委嘱)

第3条 顧問は、次に掲げる者の中から、役員会の議を経て、学長が委嘱する。

- (1) 東京学芸大学の学長経験者
- (2) 大学運営に関し、深い見識と経験を有する者

(顧問の身分)

第4条 顧問の身分は、非常勤とする。

(顧問の職務)

第5条 顧問は、学長の求めに応じ、本法人の運営に関し、助言及び支援を行う。

(顧問の任期)

第6条 顧問の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、顧問の任期の末日は、当該顧問を委嘱する学長の任期以前でなければならない。

(顧問の報酬等)

第7条 顧問は、無報酬とする。

- 2 顧問には、必要に応じ、別に定める謝金及び旅費を支給する。

(庶務)

第8条 顧問に関する庶務は、総務部総務課が処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年5月22日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される顧問の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。